

# コンプライアンスに基づく運営ガイドライン

平成 29 年 11 月 8 日制定

一般社団法人日本加工食品卸協会（以下「協会」という）は、協会が行う諸活動が、コンプライアンスの考え方に基づいて行われるよう、協会及び協会が行う諸活動への参加者に周知徹底することを目的としてコンプライアンスに基づく日食協の運営ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）を制定する。

## 1. 定義

コンプライアンスとは、法令はもとより、社会が要請する価値感・倫理観も遵守し、誠実に行動することをいう。

## 2. 適用範囲

本ガイドラインは、協会におけるすべての活動に適用される。

## 3. コンプライアンスの担当部署及び責任者

コンプライアンス担当部署は、協会の執行運営委員会とし、協会におけるコンプライアンスの徹底を図るために重要方針の審議、立案及び方針に沿った活動を推進する役割を担う。

また、必要に応じて、法務研究会と連携して国内外の関連法令や社会情勢などのコンプライアンスに関する情報の収集と分析及び教育研修等を行うものとする。

なお、協会専務理事（以下「専務理事」という）をコンプライアンス担当部署の責任者とする。

## 4. 協会の運営

### 1) 会議、研修会等の諸活動の運営

協会が運営する会議、研修会等の諸活動については、“事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針”などの指針及び法令に従い、違反とならない内容とする。

### 2) 議題及び資料の作成

会議、研修会等の諸活動における議題及び資料は、コンプライアンスの観点から問題となるおそれのある内容が含まれていないかについて、当該会議の議長（以下「議長」という）または専務理事が事前に確認し、その上で会議資料を関係者に配布する。

### 3) 会議の際の議事進行

議長は、会議開始にあたって、次のコンプライアンス宣言を行った上で、会議を開催する。

「私たちは、協会の定めるコンプライアンスの定義に基づき、法令に違反しかねない議論または発言は行いません」

万一、コンプライアンス上不適切と思われる議論または発言があった場合には、議長及び専務理事は発言者に対し、注意を促す等の措置を講ずるものとし、それにもかかわらず、発言者が発言を中止しなかった場合、議長及び専務理事は当該発言者に対する退席の指示又は当該会議の終了を宣言し、当該終了事由を議事録に記録する。併せて、コンプライアンス担当部署にその旨を報告する。

### 4) 議事録の作成と管理

議事録は、原則として各委員会やワーキンググループの委員が作成する他、総会、理事会の議事録は定款に沿って事務局が作成し、署名押印する。また議事録は事務局が一元管理し、協会の文書保存規定に従い保存する。ただし、議事録を作成しない場合であっても、適切な対応を行った旨を記録する。

### 5) 懇親会

会議、研修会等の諸活動への参加者等の懇親を目的に主催する会合（以下「懇親会」という）には専務理事もしくは事務局員が参加し、コンプライアンス上問題のない懇親会が開催されていることを確認する。

万一、不適切な言動等があったと認められる場合には、専務理事もしくは事務局員は是正措置をとった上で、コンプライアンス担当部署にその旨を報告する。  
なお、懇親会に限らず、協会が主催するすべての活動についても同様とする。

## 5. 調査・統計業務

### 1) 目的

協会が実施する種々の調査・統計業務は、我が国の加工食品流通における実態を広く社会に公表することで、これら調査・統計業務等に参加・協力する会員の経営資料並びに業務運営の参考資料に供する基礎資料としての活用を目的とする。

### 2) 調査・統計業務情報の収集・管理

- i) 調査・統計業務情報の収集・管理、提供業務は、協会事務局員が行うものとする。
- ii) 調査・統計業務に携わる事務局員は、協会が会員から収集した情報が外部

に流出しないよう厳重な情報管理を行う。

## 6. 研修

### 1) 事務局の研修

協会は、以下の点を認識し、事務局員に対し、コンプライアンスに関する研修を必要に応じて実施し、各人の知識の向上に努める。

- i ) 協会の活動は、競合各社が接触する機会を提供することが多く、コンプライアンス上のリスクを常に有していること。
- ii ) 事務局員は、コンプライアンス意識を高く持ち、適法性の観点から意見を表する立場であることを期待されていること。

### 2) 会員への周知徹底

協会は、本ガイドラインを協会ホームページに公開し、会員への周知徹底を図るものとする。併せて、コンプライアンスに関する研修を必要に応じて実施し、会員の知識向上に努める。

## 7. ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃は、理事会の決議による。

(付則)

本ガイドラインは、平成 29 年 11 月 8 日から実施する。